

国名	チリ
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p>	<p>軍人と警官（いずれも賦課方式）を除き概念図は以下のとおり</p>  <p>The diagram shows a triangular structure representing pension components. At the base is a black rectangle labeled 'PGU (ユニバーサル保証年金)'. Above it is a larger black trapezoid labeled '個人勘定年金(強制)'. At the top is a shaded triangle labeled '任意拠出年金'.</p>
<p>被保険者</p> <p>(◎強制△任意×非加入)</p>	<p>個人勘定年金について被用者◎</p> <p>自営業者△（自動加入だが任意に脱退できる）</p> <p>無業×</p>
<p>保険料率（2020年）</p>	<p>個人勘定年金は、被用者が給与の10%を年金保険料として、また1%前後を管理手数料としてAFP（年金基金管理運用会社）に支払い、加入者の死亡・障害に係る保険をAFPが購入するための保険料（1%超）は事業主がAFPに支払う。なお、拠出の基準となる給与には上限がある。</p> <p>坑内夫のような重労働業務については、被用者および事業主とも追加拠出が定められている（それぞれ1%～2%）</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>PGUは65歳。個人勘定年金は、男子65歳以上、女子60歳以上だが、一定条件下で繰上げ支給可能。</p>
<p>基本受給額</p>	<p>PGUは個人勘定年金が少ない場合に支給され、月額0ペソ～185,000ペソ。個人勘定年金は、個人の拠出した年金保険料に運用益を加えたものが年金原資となる。</p>
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> PGUは老齢（65歳到達）または障害を事由に、個人勘定年金が少ない場合に支給され、また死亡については第2の柱の個人勘定の残高が少ない場合に葬祭費が支給される。 個人勘定年金の支給事由は、老齢（男子65歳以上、女子60歳以上）・早期引退・障害・死亡であり、葬祭費もある。残高が一定額を超えた場合の剰余金還元も可能。坑内夫のような重労働業務については割増保険料に応じた給付の割増がある。障害・死亡については別建てで保険が支払われる。給付段階では、個人勘定から年金として計画的に引き出す、終身年金保険を購入する、一部終身年金保険を購入して残額を計画的に引き出す、据置年金保険を購入する、の4つの選択肢がある。
<p>所得再分配</p>	<p>PGUは所得再分配機能あり。個人勘定年金に、世代内再分配および世代間再分配機能はない。</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>PGUは税財源。個人勘定年金は、個人の拠出した保険料に運用益を加えたものから手数料を控除したものが年金原資となる。</p>
<p>国庫負担</p>	<p>無年金者および個人勘定年金の低年金者にはPGUがあり、全額国庫負担。なお、軍人と警官の年金は賦課方式であるが、給付の9割を国庫が負担している。</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>無年金者および個人勘定年金の低年金者にはPGUがある。AFPには最低利回り保証がある。</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>無年金者にはPGU。</p>

公的年金と私的年金	公的年金の他に、個人勘定（強制）の法定の保険料率10%を超えて従業員が任意に拠出した場合や事業主が任意に個人勘定に拠出した場合に税制優遇のある制度がある。
国民への個人年金情報の提供	AFPの業務内の情報提供の他、SCOMPと呼ばれる相談制度、社会保障コンサルタントがある。

(杉田健・年金シニアプラン総合研究機構／年金数理人)

チリの年金制度

杉田健（年金シニアプラン総合研究機構／年金数理人）

1. 制度の特色

チリの年金は、第1の柱として税財源で防貧を目的としたユニバーサル保証年金（Pensión Garantizada Universal, 略称PGU）、第2の柱として民間企業が受託する、強制適用の個人勘定の確定拠出型年金（DC）、第3の柱として任意に保険料を上乗せした場合の税制優遇制度からなっている。制度は年金監督庁（Superintendencia de Pensiones, 略称SP）が統括している。チリの年金制度は、第2の柱を中心に公的年金民営化の先駆けとして新自由主義者からは画期的な制度と讃えられ、「年金制度のメルセデス・ベンツ」と言われ¹、マーサー・CFAインスティテュートの世界年金インデックスでは上位に位置しているが²、国内では年金制度の充分性の欠如と格差に不満がくすぶり暴動の一因にもなっている³。そこで、チリ政府は第1の柱の給付を拡充する法改正を度々実施している。

2. 沿革

2.1 1981年改正以前⁴

チリは、1920年に年金のみならず医療保険、労災保険、失業保険、家族手当を包含する社会保障制度を導入した。設立当初から、異なる職業グループに給付を提供する別々の年金制度（賦課方式の確定給付型制度）が共存していたが、保険料だけでは給付がまかなえず国庫負担に依存していた。

2.2 1981年改正⁵

1973年に軍事クーデターが発生しサルバトール・アジェンデ大統領が倒され1990年まで軍事政権が続いたが、そこで行われた構造改革が、シカゴボーイズと呼ばれる市場重視のシカゴ学派の強い影響を受けた新自由主義者たちによるものであった。1981年の改革の内容であるが、政府が運営する賦課方式の確定給付型（DB）年金制度を、民間の年金基金管理運用会社（Administradoras de Fondos de Pensiones, 略称AFP）が管理・運営を行う個人勘定を

用いた確定拠出型（DC）年金へと置換えた。ただし、軍人と警官の公的年金制度は、強い反対に遭って賦課方式の確定給付型年金のまま残存している。

新制度への移行にあたり、旧制度にすでに加入していた者は、旧制度と新制度のいずれに加入するかを選択できたが、1983年以降に年金制度に加入した者は、旧制度には加入できず、新制度に加入することとなっていた。旧制度では事業主負担があったが、新制度の下では保険料は全額従業員負担となり、制度の切り替え時に従来の事業主負担相当分を賃金に上乗せすることが法定され、年金保険料率が引き下げられたため労働者の手取り賃金は12.6%増加する結果になった。手取り賃金が増えるので、労働者は最初の1年間で100万人以上が新制度に移行した。その際、新制度に移行した労働者が過去に支払った保険料相当分を政府が保証するための「認証債」が発行された。旧制度の年金給付のための国庫負担と、この認証債の費用を合わせた額は毎年平均してGDPの3.5%相当であった⁶。

2.3 2008年改正

2.3.1 1981年改正の問題点

1981年改正後の制度実施の経過から、以下の問題点が指摘され、中道左派のパチュレ政権下の2008年に改正された⁷。

- ・個人勘定の最低保証の受給要件が拠出期間20年と、労働実態に比べて厳しすぎ、最低保証を受給できない者が多い。この背景としてチリの一連の構造「改革」で労働法制が大幅に緩和され⁸、企業の従業員解雇の自由度が増したことによって雇用が不安定になり、非正規雇用が増えたこともあり、20年間拠出を続けることが困難になったことがある⁹。
- ・個人勘定の制度には連帯性がないため、学歴・男女による受給額の格差が大きく、また男女の平均余命の差から女性の年金額が少ない¹⁰。
- ・年金の管理をする民間の会社である年金基金管理運用会社の管理費用が高い¹¹。

2.3.2 2008年改正

2008年改正の概要は以下のとおりである¹²。

- ・全人口のうち収入の少ない方から6割に属する

世帯の者に税財源の年金（「連帯年金」）を導入した。連帯年金には無年金者への連帯基礎年金（Pensión Básica Solidaria, 略称PBS）と、少額年金者への補足給付として連帯補足年金（Aporte Previsional Solidario, 略称APS）があり、それぞれ老齢年金と障害年金がある¹³。

- ・自営業者も個人勘定の制度に自動加入とした。ただし、特定の自営業（医師、弁護士など）への適用は2018年からとした。

- ・男女格差の是正のための施策（離婚分割規程など）を盛り込んだ。

- ・老齢による年金給付とは別に、加入者死亡の際の遺族給付および加入者の障害給付は年金管理運用会社経由で保険会社に保険料を支払うことによって実施されている。そして、その保険料負担を被用者から事業主に変更し、男女同一保険料だが女性の給付発生確率が低い分は女性の個人勘定に戻し入れることとした¹⁴。

- ・一定の要件を満たした母親および若者への補助金を創設し、第2の柱の個人勘定がある場合にはその勘定に振り込まれることとなった（特に母親への補助金は女性の低年金を補う役割を果たしている）¹⁵。

- ・新規加入者を管理運用報酬の最も低い年金基金管理運用会社に割り当てることとした。

2.4 さらになる改正の動き

所得代替率の低さ、給付格差等により大衆の不満は強く、しばしばデモが行われていることもあり³、2017年には給付を充実させるための改正案が作られたが、政権交代もあり成立しなかった¹⁶。2019年2月に自営業者に対する新たな法制が導入され、保険料を2018年の10%から2028年の17%まで徐々に引き上げていくことになった¹⁷。また、2019年に地下鉄運賃の値上げをきっかけに暴動が起きたのを受けて¹⁸、連帯年金を5割増しにする案が議会で2019年12月11日に成立した¹⁹。さらに2022年2月からは連帯年金を拡充したユニバーサル保証年金の制度が開始されている²⁰。

3 制度体系の概要

3.1 一般の制度（軍人・警官以外）

税財源の第1の柱、個人勘定DCの第2の柱、任意拠出の第3の柱が用意されている。

3.1.1 第1の柱：ユニバーサル保証年金

老齢（65歳到達）または障害を事由に、第2の柱の個人勘定からの年金が少ない場合に支給され、また死亡時は第2の柱の個人勘定の残高が少ない場合に葬祭費が支給される²¹。ユニバーサル保証年金の受給資格は概略以下のとおりであり、従来の連帯年金を受給していた者を含む²²。

- ・軍人や警官の年金制度に入っておらず、65歳に達している。

- ・チリの65歳以上の人口の収入の多い方から1割に属する世帯に属さない者。（2022年8月1日前は全人口のうち収入の少ない方から6割に属する世帯の者）

- ・申請者が20歳に到達時から、チリ共和国の領土に通算して20年以上居住。

- ・申請日の直前5年間に、チリ共和国の領土に4年以上の居住期間がある。

- ・第2の柱の個人勘定を年金換算した場合に年金月額が上位年金（pensión superior）月額（1,000,000ペソ）未満である。

ユニバーサル保証年金の月額は以下のとおりである：

- ・個人勘定からの年金月額が下位年金（pensión inferior）月額（630,000ペソ）以下なら185,000ペソ。

- ・個人勘定からの年金月額が下位年金月額以上かつ上位年金月額未満なら、

$$185,000 \times \left(\frac{\text{上位年金月額} - \text{個人勘定からの年金月額}}{\text{上位年金月額} - \text{下位年金月額}} \right)$$

例えば、個人勘定からの年金月額が700,000ペソなら、ユニバーサル保証年金の月額は150,000ペソとなり、合算して850,000ペソの年金月額を受給することとなる。無年金でない者も、個人勘定からの年金月額が、下位年金月額未満であれば185,000ペソ満額を受給できるので、中間層の年金額上乘せの効果があると言える（従来の連帯年金では、無年金でなければ連帯基礎年金相当の満

額受給はできなかった)。

3.1.2 第2の柱：個人勘定（強制）²³

チリの公的年金の中心は、民営化された個人勘定の確定拠出年金である。被用者は強制加入である。当初自営業者は任意加入であったが、2008年改正で自動加入となり、自動加入後の脱退は可能となった。支給開始年齢は男子65歳以上、女子60歳以上だが、早期引退者に対し一定の条件の下で繰上げ支給が可能となっている。

支給事由は、老齢（男子65歳以上、女子60歳以上）・早期引退・障害・遺族の他、葬祭費がある。重労働業務については割増保険料に対応した給付の割増がある。積立水準が高く、得られる年金が、国が保証する最低年金の150%以上であり、過去10年間の課税所得平均の70%以上である場合は超過部分の払い出しが可能である。

給付段階では、個人勘定から年金として計画的に引き出す、終身年金保険を購入する、一部終身年金保険を購入して残額を計画的に引き出す、据置年金保険を購入する、の4つの選択肢がある。計画的引出しにおいて、1年に引き出せる額は、その時点の平均余命を基準に算定される比率によって決まる²⁴。

支給開始年齢に達しないで死亡の場合は、遺族年金が支給されるが、遺族年金の受給権者がいない場合はその他の親族に積立額が返還される²⁵。このように制度加入者・受給者間の連帯を完全に否定した制度になっている。なお、これとは別に加入者死亡・障害の場合に、保険会社から給付がある²⁶。

加入者への年金情報の提供は、年金基金管理運用会社が業務の一環として行っている他、SCOMPと呼ばれる年金額相談や情報提供をする制度、社会保障コンサルタントが行っている²⁷。

個人勘定残高による年金額が一定額を超える場合は、超過分の残高を非課税で払出可能である（上限あり）²⁸。

3.1.3 第3の柱：任意拠出の制度²⁹

1981年当初から第2の柱の個人勘定に保険料を任意に上乘せすることが認められ、1987年に上乘せ保険料の所得控除が認められ、また上乘せ保険料のために年金基金管理運用会社内に第2勘定を設けるこ

とも認められた。しかし、ユーティリティー企業以外は普及していない³⁰。

3.2 軍人と警官の制度

年金の民営化を拒否した軍人年金制度と警官年金制度は、1981年以前からの賦課方式と国庫負担を組み合わせた制度を維持している。平均年金額は軍人年金制度が一般制度より15%多く、警官年金制度が一般制度より73%多いが、加入者の保険料率は課税対象賃金の6%で、一般制度の10%よりも低く、国庫負担が給付額の9割を占めている³¹。このように一般制度と比較して少ない保険料の割に給付が高いため一般の国民の不公平感は大きく、給付の効率化等が提言されている³²。

4. 給付算定方式、スライド方式

第1の柱のユニバーサル保証年金は定額であり、第2の柱の個人勘定年金（強制）および第3の柱の任意拠出年金は拠出元本と運用益の合計が年金給付の原資となる。ユニバーサル保証年金は毎年消費者物価指数上昇分100%のスライドが実施されるが³³、第2の柱の個人勘定年金（強制）や第3の柱の任意の年金にそのようなスライドはない。

5. 負担、財源

個人勘定年金は、被用者が給与の10%を年金保険料として、また1%前後を管理手数料として年金基金管理運用会社に支払い、加入者の死亡・障害に係る保険を年金基金管理運用会社が購入するための保険料（1%超）は事業主が支払う³⁴。拠出の基準となる給与には上限があり、上限額は毎年平均賃金の上昇に対応して改定される³⁵。坑内夫のような重労働業務については、被用者および事業主とも追加拠出が定められている（それぞれ1%～2%）³⁶。以下の条件を満たした者には、事業主または労働者の申請により補助金が支給され、補助金の額は最低賃金ベース保険料の半額、すなわち最低賃金に5%を乗じた額である³⁷。

- a) 18歳から35歳までの労働者。
- b) 最低賃金の1.5倍以下の賃金。
- c) 拠出後最初の24か月以内に継続的に又は断続的に年金制度へ加入していること。

d) 事業主の場合は、保険料の延滞がないこと。

6. 財政方式、積立金の管理運用³⁸

個人勘定年金は積立方式であり、拠出元利合計が年金原資となる。資産運用する年金基金管理運用会社は、リスク水準の異なる5つのバランス型ファンドを提供する。年金基金管理運用会社には、同じタイプのすべてのファンドの過去36か月間の平均実質年間利回りをもとにした、最低利回り達成の義務がある。この最低利回りが達成されず、かつ年金基金管理運営会社が追加の資金を利用できない場合、国は差額を補填し、年金基金管理運営会社を清算するための資金を調達することになっている。

7. 制度の企画・運営体制

年金監督庁が、軍人と警官の年金を除くチリ国内の年金制度全体を統括しているが、第1の柱では社会保障局(IPS)が実際の運営に責任を持っている³⁹。

8. 最近の論議や検討の動向・課題

1981年の改革から40年を経たチリの公的年金の課題は多い。第一に、適用率が6割と低い⁴⁰。第二に、財政負担の増大がある。年金保険料率が従業員負担のみで10%の水準と低く、また非正規雇用が多く長期間の拠出ができないために⁴¹、第2の柱の年金貯蓄が不十分となり、これを補うために第1の柱を増額した結果、財政負担が増大しているのである⁴²。第三に、加入者と退職者は資本市場の変動にさらされているが、大多数が年金に関する基本的な情報を持っていないと言われている⁴³。第四に、チリのインフレが給付の十分性を阻害する要因となっている。特にリタイア直前はリスク資産のウエイトを減らすように規制されているので、十分リスクを取れない。次に、リタイアして資金をもとに保険会社からインフレ連動の終身年金を購入する場合、インフレ連動であるため、資金を年金に換算する率が悪く(年金現価率が高く)、年金額が少額にならざるを得ない。第五に、Covid-19による経済的困窮対策の一環としての法改正により、10%を限度として個人勘定年金資産の退職前引出しを可能とする法律が議会で3度にわたって可決され⁴⁴、多くの個人が資金を引出し、将来の年金額が少なくなる事が懸念されている⁴⁵。

引き出された額はCovid-19蔓延前の年金資産の25%にのぼり、チリの年金を「コロナの貯金箱(Covid Piggy Bank)」と呼ぶ報道もある⁴⁶。

最近の動向としては、2022年3月11日から大統領に就任した左派のガブリエル・ボリクが、民営化された年金を公的制度に移行すると主張しており⁴⁷、今後の動向が注目される。

主な参考文献

- 江口隆裕(2008)『変貌する世界と日本の年金－年金の基本
原理から考える』法律文化社。
坂本純一(2017)「チリの年金制度改革」『共済新報』58(9)
共済組合連合会, pp. 6-14.
島村暁代(2015)『高齢期の所得保証－ブラジル・チリの法
制と日本』東京大学出版会。
中川智彦(2009)「チリ・ピノチェット政権期の労働法制改
変過程における新自由主義経済学派のヘゲモニー確立と
その影響」『中京学院大学経営学会研究紀要第16巻第1・
2号』。
年金シニアプラン総合研究機構(2019)『ラテンアメリカの
年金に関する調査研究』。
馬場香織(2019)『ラテンアメリカの年金政治－制度変容の
多国間比較研究』晃洋書房。
IOPS(2018)“Country Profile - Chile”。
OECD(1998) *The Chilean Pension System*。
OECD(2021)“Country Profile - Chile”, *Pensions at a
Glance 2021*。
SP(2010) *The Chilean Pension System*。

(注)

(以下の文末注におけるウェブサイトの閲覧日は2021年2月4日)

- ¹ Mander, Benedict (2019) “The death of Chile’s pension promise” *Financial Times*, November 29.
- ² https://www.mercer.com/our-thinking/global-pension-index-2021.html?utm_medium=website&utm_source=externalCFA&utm_campaign=MCGPI2021 このインデックスは、給付の十分性よりも財源の安定性を重視するため、DB制度よりDC制度が高順位となる。
- ³ BBC(2017) “Chile pensions protest draws tens of thousands” March 26.
- ⁴ SPのウェブサイト掲載のチリの年金制度解説書第2章 (https://www.spensiones.cl/portal/institucional/594/articles-3523_chapter2.pdf), OECD(1998), pp. 4-6および江口(2008), pp. 121-123.
- ⁵ 江口(2008), pp. 123-125.
- ⁶ 江口(2008), pp. 125-126.
- ⁷ 坂本(2017), p. 9.

- ⁸ 馬場 (2019), p. 170.
- ⁹ 中川 (2009), p. 103.
- ¹⁰ Bernstein, S. et al. (2006) “Chilean pension reform: Coverage facts and policy alternatives” *Journal of the Latin American and Caribbean Economic Association* 6 (2): pp. 227-279による。なお、所得代替率の差は、拠出期間等の差にもよる。
- ¹¹ 年金基金管理運用会社の管理費用は、1980年代は保険料の25%を超えていた時もあった (Soto, M (2005) “Chilean Pension Reform: The Good, the Bad, and the In Between” *An issue brief center for retirement research at Boston College.*)。その後、政府の競争促進策により減少傾向であり、現在は、給与の1%程度、すなわち10%である保険料の1割程度である (年金シニアプラン総合研究機構 (2019), p. 50)。
- ¹² 坂本 (2017), p. 9.
- ¹³ SP (2010), pp. 22-27.
APSの算式はPMASを連帯補足年金上限として、概略、 $PBS \times (1 - \text{個人勘定のDC年金}/PMAS)$ であるので、個人勘定の年金月額が0なら、APSはPBSと同額になり、年金月額がPMASならAPSは0となる (SP (2010) p. 24)。
- ¹⁴ SP (2017) *El Seguro de Invalidez y Supervivencia en el Sistema Chileno de Pensiones.*
- ¹⁵ 島村 (2015), pp. 221-222.
- ¹⁶ 坂本 (2017) p. 11.
- ¹⁷ OECD (2021).
- ¹⁸ Laing, A. (2019) “Chile’s fiery anger fueled by fears of poverty in old age” *Reuters*, November 1.
- ¹⁹ チリ政府のウェブサイト (<https://www.gob.cl/en/news/>) による：“President Piñera highlights measures for senior citizens: 50% gradual increase in pensions, 50% reduction in public transportation costs and more funds for primary health care” November 21, 2019.
- ²⁰ https://www.spensiones.cl/portal/institucional/594/w3-propertyvalue-10531.html#2-preguntas_frecuentes
- ²¹ <https://www.chileatiende.gob.cl/fichas/102063-que-es-la-pension-garantizada-universal-pgu>
- ²² https://www.spensiones.cl/portal/institucional/594/w3-propertyvalue-10531.html#2-preguntas_frecuentes 法律第21,419号の条文 (<https://www.bcn.cl/leychile/navegar?id Norma=1171923>) も参照。
- ²³ SP (2010), pp 31-80.
- ²⁴ 島村 (2015), p. 191.
- ²⁵ SP (2010), p. 39.
- ²⁶ Ibid., p. 18.
- ²⁷ Ibid., p. 44.
- ²⁸ Ibid., pp.42-43.
- ²⁹ 島村 (2015), pp. 205-209, 229.
- ³⁰ Kritznner, B. E., et al. (2011) “Next Generation of Individual Account Pension Reforms in Latin America.” *Social Security Bulletin* Volume 71, Social Security Board, pp. 62-63.
- ³¹ <http://www.ciedess.cl/601/w3-article-2085.html>
- ³² Benavides, Paula & Jones Ingrid (2012) “Sistema de Pensiones y otros Beneficios Pecuniarios de las Fuerzas Armadas y de Orden y Seguridad Pública y Gendarmería de Chile: Situación Actual y Proyecciones Fiscales 2012-2050.”
- ³³ https://www.spensiones.cl/portal/institucional/594/w3-propertyvalue-10531.html#2-preguntas_frecuentes
- ³⁴ IOPS (2018), p. 3.
- ³⁵ SP (2010), p. 12.
- ³⁶ Ibid., pp. 43-44.
- ³⁷ Ibid., p. 30.
- ³⁸ Ibid., pp. 59-60.
- ³⁹ Ibid., p. 14.
- ⁴⁰ IMF (2021) “Assessing Chile’s Pension System: Challenges and Reform Options”, p. 29.
- ⁴¹ Gammage, S. et al. (2014) “Poverty, Inequality and Employment in Chile” ILO, p. 27.
- ⁴² <https://www.ciedess.cl/601/w3-article-4555.html>
- ⁴³ 江口 (2008), p. 128.
- ⁴⁴ 4回目も法案が提出されたが、議会で否決された。Cambero, F. “Chile Congress rejects fourth pension withdrawalbill” *Reuter*, Dec 4, 2021.
- ⁴⁵ 北野浩一 (2021) 「チリにおけるCovid-19の経済的影響と年金早期引出し政策」『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 37, No. 2, pp. 36-49, IED-JETRO.
- ⁴⁶ Boyd, S. “How Chile’s Pension System Became a Covid Piggy Bank” *Bloomberg*, Oct 29, 2021.
- ⁴⁷ <https://www.latercera.com/pulso/noticia/programa-de-gabriel-boric-el-fin-de-las-afp-y-reformas-sociales-laborales-y-tributarias/S3K77Q3SVRA33E554HARBEZELY/>